法令改正に伴い、「大規模地震に係る防災減災対策」に関する事項を下記のとおり定め、危害予防規程に追加します。

策定例

**＜大規模地震の防災・減災対策＞**

大規模地震に係る防災減災対策を次のとおり定める。

（１）地震に対する基本方針、緊急時の体制

大規模地震が発生した場合、従業員や来訪者など人命の安全確保を最優先に、高圧ガス施設を安全に停止することを基本とし、次の各事項のとおり緊急時の体制をあらかじめ定めておく。

・地震発生時の防災組織の編成について（情報班、緊急措置班、避難誘導班等）

・各編成班の任務について

　・高圧ガス施設の停止手順及び被害拡大の防護策について

　・関係機関への通報について

　・避難場所の選定について

　・その他必要な事項について

（２）緊急措置訓練・避難訓練等

　　　大規模地震発生時の防災体制を迅速に確保するため、上記（１）各事項に基づく緊急措置訓練を実施する。また、避難にあっては、避難場所までの経路や誘導方法なども定めておき、従業員や来訪者の迅速な避難を促せるよう訓練を実施する。

なお、これらの訓練は１年に２回以上実施し、うち１回は夜間時など従業員が少ない状況を想定した訓練を実施する。

（３）事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認

　　　大規模地震による建物倒壊、道路封鎖等により避難場所へ避難できない場合を想定し、事業所内の一時避難場所に食糧や日用品を一定量備蓄しておく。あわせて、非常電源や燈火なども常備し、停電等の事態に備える。

（４）その他必要な教育、訓練等

基本計画は保安教育計画で定めるところによるものとし、通常の保安教育にあわせて大規模地震に関する必要な教育を実施する。また、過去に発生した大規模地震事例に学ぶことで、大規模地震による被害を想定した訓練を実施する。